

公立大学法人宮城大学評価委員会運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公立大学法人宮城大学評価委員会条例（平成20年宮城県条例第12号）第7条の規定に基づき、公立大学法人宮城大学評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（文書による意見の開陳）

第2条 委員は、会議に出席できない場合であっても、委員長の許可を受けたときは、会議において文書により意見を開陳することができる。

（会議の公開）

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示）

第4条 委員長は、会議の傍聴を希望する者に対し、別紙「傍聴要領」を示すものとする。
2 委員長は、傍聴人が、別紙「傍聴要領」に定める事項に違反する行為をしたときその他委員長の指示に従わないときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（会議録等）

第5条 委員会の会議録及び会議で使用した資料は、公表するものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月16日から施行する。